

## 第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画の策定について

(障害者支援局障害者政策課)

### 1 概要

障害者総合支援法及び児童福祉法に基づく障害福祉計画・障害児福祉計画について、令和5年度に計画最終年度を迎えるため、令和5年度中に第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画（計画期間令和6～8年度）を策定する。

### 2 計画の位置付け、内容等

#### (1) 計画の位置付け

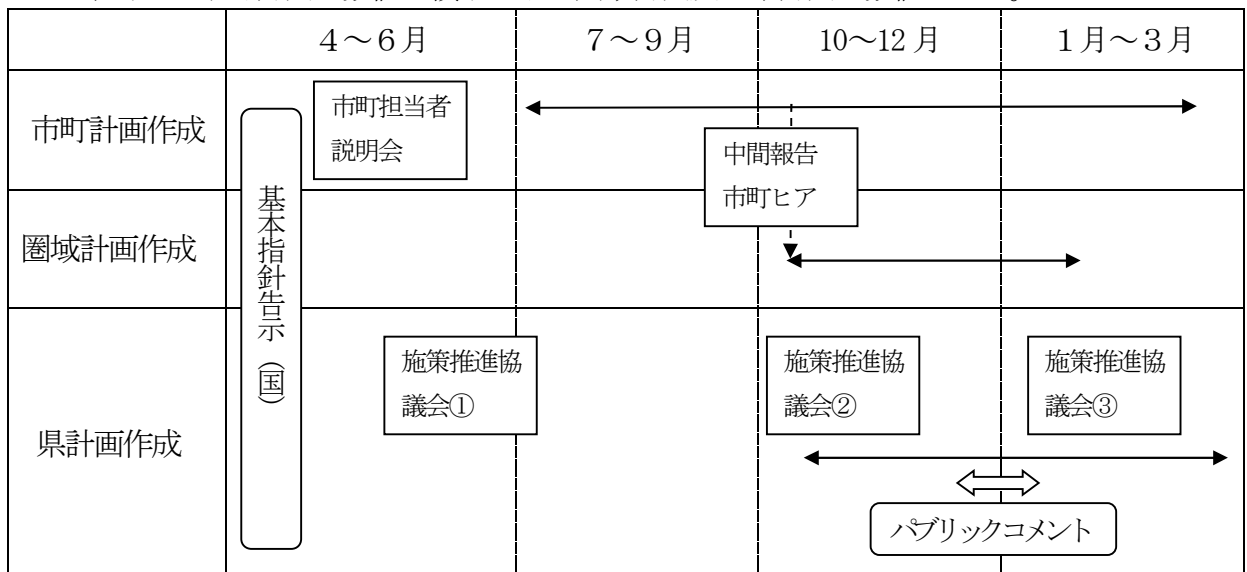
- ・国の「基本指針」に基づき、県の広域的な見地から障害福祉サービス等の提供体制の確保を目的として策定する。

＜障害者計画＞ 県における障害者施策の方向性を定める計画

＜障害(児)福祉計画＞ 方向性に沿った施策目標を実現するための実施計画

区 分	ふじのくに障害者しあわせプラン	
	障害者計画(現行:第5次(R4～R7))	障害福祉計画 (現行:第6期(R3～R5)) 障害児福祉計画(現行:第2期(H3～R5))
根拠法令	障害者基本法 (第11条第2項)	障害者総合支援法 (第89条第1項) 児童福祉法 (第33条の22第1項)
策定内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・基本理念及び基本目標の設定</li> <li>・基本目標に対する県の取組策定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・成果目標 (サービス提供体制確保のための目標) の設定</li> <li>・活動指標 (サービス毎の必要見込量) の設定</li> </ul>

- ・基本的には市町計画の数値の積み上げが圏域計画及び県計画の数値となる。



(2) 計画の内容 (R5. 2. 27 社会保障審議会障害者部会 資料から)

	項目	目標値等
成果 目 標	①施設入所者の地域生活への移行	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域移行者数：令和4年度末施設入所者数の6%以上</li> <li>・施設入所者数：令和4年度末の5%以上削減</li> </ul>
	②精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築	<ul style="list-style-type: none"> <li>・精神障害者の精神病床から退院後1年以内の地域における平均生活日数：325.3日以上</li> <li>・精神病床における1年以上入院患者数</li> <li>・精神病床における早期退院率：3か月後68.9%以上、6か月後84.5%以上、1年後91.0%以上</li> </ul>
	③地域生活支援の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各市町村において地域生活支援拠点等を整備するとともに、コーディネーターの配置などによる効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築を進め、また、年1回以上、支援の実績等を踏まえ運用状況の検証・検討を行うこと</li> <li>・強度行動障害を有する者に関し、各市町村又は圏域において支援ニーズを把握し、支援体制の整備を進めること【新規】</li> </ul>
	④福祉施設から一般就労への移行等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・一般就労への移行者数：令和3年度実績の1.28倍以上</li> <li>・就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所：就労移行支援事業所の5割以上【新規】</li> <li>・各都道府県は地域の就労支援ネットワークの強化、関係機関の連携した支援体制を構築するため、協議会を活用して推進【新規】</li> <li>・就労定着支援事業の利用者数：令和3年度末実績の1.41倍以上</li> <li>・就労定着支援事業利用終了後一定期間の就労定着率が7割以上となる就労定着支援事業所の割合：2割5分以上</li> </ul>
	⑤障害児支援の提供体制の整備等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・児童発達支援センターの設置：各市町村又は各圏域に1か所以上</li> <li>・全市町村において、障害児の地域社会への参加・包容の(インクルージョン)推進体制の構築</li> <li>・各都道府県は難聴児支援を総合的に推進するための計画を策定するとともに、各都道府県及び必要に応じて政令市は、難聴児支援の中核的機能を果たす体制を構築</li> <li>・重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所等：各市町村又は圏域に1か所以上</li> <li>・各都道府県は医療的ケア児支援センターを設置【新規】</li> <li>・各都道府県及び各政令市において、障害児入所施設からの移行調整に係る協議の場を設置【新規】</li> </ul>
	⑥相談支援体制の充実・強化等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各市町村において、基幹相談支援センターを設置等</li> <li>・協議会における個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等【新規】</li> </ul>
	⑦障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各都道府県及び各市町村において、サービスの質向上のための体制を構築</li> </ul>
活動 指 標	各年度の障害福祉サービス等の利用者数及びサービス見込量	<ul style="list-style-type: none"> <li>○訪問系サービス・日中系サービス・児童通所支援 <ul style="list-style-type: none"> <li>・利用者数 (人分)</li> <li>・サービス見込量 (人日分)</li> </ul> </li> <li>○居住系サービス <ul style="list-style-type: none"> <li>・利用者数 (人分)</li> </ul> </li> </ul>